

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年9月29日

【会社名】 サイジニア株式会社

【英訳名】 Scigineer Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 COO 吉井 伸一郎

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号

【電話番号】 050-5840-3147

【事務連絡者氏名】 取締役社長 兼 CEO 山崎 徳之

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号

【電話番号】 050-5840-3147

【事務連絡者氏名】 取締役社長 兼 CEO 山崎 徳之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2023年9月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年9月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

配当総額25,654,415円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の通り変更するものです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)                      第2条                      当社は、次の事業を営むことを目的とする。                      1～12(条文省略)</p> <p><u>13 倉庫業、運送業、運送取扱業及びその仲介業並びに物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理に関する業務</u></p> <p>14～16(条文省略)</p> <p>(本店の所在地)                      第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(決議の方法)                      第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)                      第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(補欠取締役)                      第22条 (条文省略)</p>	<p>(目的)                      第2条                      当社は、次の事業を営むことを目的とする。                      1～12(現行どおり)</p> <p>削除</p> <p>13～15(現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)                      第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。</p> <p>(決議の方法)                      第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。過半数をもって行う。</p> <p>(任期)                      第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>削除</p> <p>(補欠取締役)                      第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>2 前項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</p> <p>(報酬等)                      第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の報酬等)                      第41条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当等)                      第48条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行う。</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p style="text-align: center;">削除</p> <p>(報酬等)                      第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)の総額の上限額については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の報酬等)                      第41条 監査役の報酬等の総額の上限額については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当等)                      第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行う。</p> <p>附則                      第21条の規定にかかわらず、2022年9月28日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2024年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

伊藤健吾を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分件	21,851	48	0	(注)1	可決 99.77
第2号議案 定款一部変更の件	21,644	255	0	(注)2	可決 99.17
第3号議案 取締役1名選任の件	21,837	62	0	(注)2	可決 99.73

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。